

(要領様式1の別添)

徳島県県道等倒木対策事業仕様書

1 共通事項

(1) 現場管理者及び現場責任者の選定と職務

受注者は、事業を着手する以前に、現場管理者及び現場責任者を選定し、その結果を（仕様書様式1）により、県に報告すること。

ア 現場管理者の職務

現場管理者は、次の職務に就くものとする。

（ア）事業の実施に関する監督員の指示等を、現場作業者に忠実に伝えること。

（イ）事業の実施にあたり、天災その他特別の事由により、監督員の指示通りの実施ができないと判断される場合、現場作業員からその状況を把握し、現場の現況も把握した上で、監督員に報告すること。

（ウ）事業実施期間中は、必要に応じて現場に赴き現場の状況を把握し、必要に応じて報告書（仕様書様式2）を提出すること。

イ 現場責任者の職務

現場責任者は、次の職務に就くものとする。

（ア）事業実施期間中は事業地に常駐し、現場管理者の指導に従い、適正な事業実施に資するため、現場作業員を監督・指導すること。

（イ）事業の実施にあたり、天災その他特別の事由により、現場管理者の指示通りの実施ができないと判断される場合、その内容を速やかに現場管理者に報告し、その指示を待つこと。

（ウ）労働災害の発生を防止するための取り組みを常に講じること。

(2) 労働災害発生時の対応について

ア 本事業実施中に労働災害が発生した場合、受注者は、そのすべての災害について、（仕様書様式3）による報告を速やかに行うこと。

イ 上記労働災害のうち、被災者が休業4日以上又は全治30日以上いずれかに該当する場合、被災状況が確定し次第、（仕様書様式4）による報告を行うこと。

(3) 交通の安全確保等

受注者は、次の項目について、関係法令を遵守し、関係機関への必要な手続き及びその措置を実施すること。

ア 県道等の通行の安全確保のための通行制限等の必要な手続き及び措置。

イ 損傷する恐れのあるガードレール等、道路施設の撤去・設置等の必要な手続き及び措置。

ウ 水路、擁壁等の構造物を損傷しないための必要な手続き及び措置。

(4) 完了届等

受注者は、事業の部分払検査請求をする場合は、県に徳島県県道等倒木対策事業部分払検査請求書（要領様式4）を提出すること。

また、事業が完了したときは、すみやかに、県に徳島県県道等倒木対策事業完了届（要領様式5）を提出すること。

部分払検査請求書、完了届には、次のものを添付すること。

ア 伐採樹木調査書等

受注者は、事業完了後、地番毎に、伐採樹木の樹種、胸高直径を整理し添付するとともに、所有者毎に素材輸送調書（仕様書様式5）を整理し添付する。しかし出荷伝票等で数量が確認できる場合は、この限りではない。

イ 写真

委託事業の箇所毎に、各作業種について、事業実施前、事業実施中、事業完了後の写真を添付する。

2 事業の実施

事業の実施については、次によることとするほか、高性能林業機械を使用し事業を実施する場合は、別添特記仕様書に沿って事業を実施すること。

(1) 伐木作業

ア 県の指定する樹木等（仕様書様式6）は、すべて伐採すること。

イ 指定以外の立木を、伐倒のかかり木等の支障木として伐採する必要を生じたときは、県の指示を受けること。

ウ 伐倒の方向は、原則として道路上部は斜面上方又は側方へ、道路下部は斜面下方又は側方とし、構造物、電線、道路等に支障のないよう、立木の成立状態、隣接木の状況等周囲の地形及び地物の状況を考慮して伐採すること。

エ 伐木・造材等については、厚生労働省が策定した「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」を遵守すること。

(2) 造材作業

ア 造材は、下表の基準により行い、できる限り直材とするように心がけること。ただし、曲り材及び損傷部のある材又は基準に満たない材等は、その状況により切捨又は別個の造材やチップ用材などにする。。

イ 枝払い、幹肌と一面になるように行うこと。

ウ 材長は、末口と元口を結ぶ最短長とすること。

エ 玉切りは、樹心に直角に玉切りし、挽き違いのないようにすること。
 オ 丸太の径は末口の最小径とすること。
 カ 素材の材積は、 m^3 を単位とし、その数値に小数点以下第3位に満たない端数があるときは、小数第4位を四捨五入する。ただし、チップ用材はtを単位とする。

造 材 基 準 表

樹 種	最小径（末口）cm	材長m	延寸cm	摘要
すぎ	8 ～ 13	3 ・ 4	5	
	14 ～ 16	3 ・ 4	5	
	18 ～	3 ・ 4	5	
ひのき	8 ～ 13	3 ・ 4	5	
	14 ～ 16	3 ・ 4	5	
	18 ～	3 ・ 4	5	
まつ	14 ～	3 ・ 4	5	

(3) 集材、搬出作業

- ア 集材、搬出作業は、県の指定した方法に従って実行すること。
 イ 集材に当たっては、残存立木に損傷を与えないこと。
 ウ 作業上必要な資材として、伐採除去する立木以外の立木又は土石等を使用する場合又は作業上生じた支障木の処理については、必ず県の指示を受けること。
 エ 作業上転落、破壊等の防止対策を講ずる必要があるときは、県の指示に基づいて行うこと。
 オ 搬出路、盤台等を開設する場合は、県の指示によって行うこと。
 カ 小径木の取扱は、「小とび」等を使用し、材に損傷を与えないこと。
 キ 材は、その所有者ごとに区分し、その所有者が明らかになるように管理すること。
 ク 生ずる枝葉等は、道路等に流出しないように整理すること。

(4) 運搬及び素材の検収作業

- ア 搬出した材は、用材及びチップ材に区分し、搬送すること。
 イ 材の取扱は、材に損傷を与えないよう行うこと。
 ウ その他必要事項については、県の指示を受けること。

(5) その他

- ア 搬出した材については、最寄りの木材市場等に納入し、材積・販売金額が確定した後速やかに県に明細を報告すること。

(仕様書様式1)

令和 年 月 日

徳島県〇〇局長 殿

受注者 住所
氏名

徳島県県道等倒木対策事業における現場管理者及び現場責任者選任届

次の者を現場管理者及び現場責任者に選任しましたので報告します。

1 現場管理者

所属	職	氏名	緊急連絡先

2 現場責任者

所属	職	氏名	緊急連絡先

3 緊急連絡網

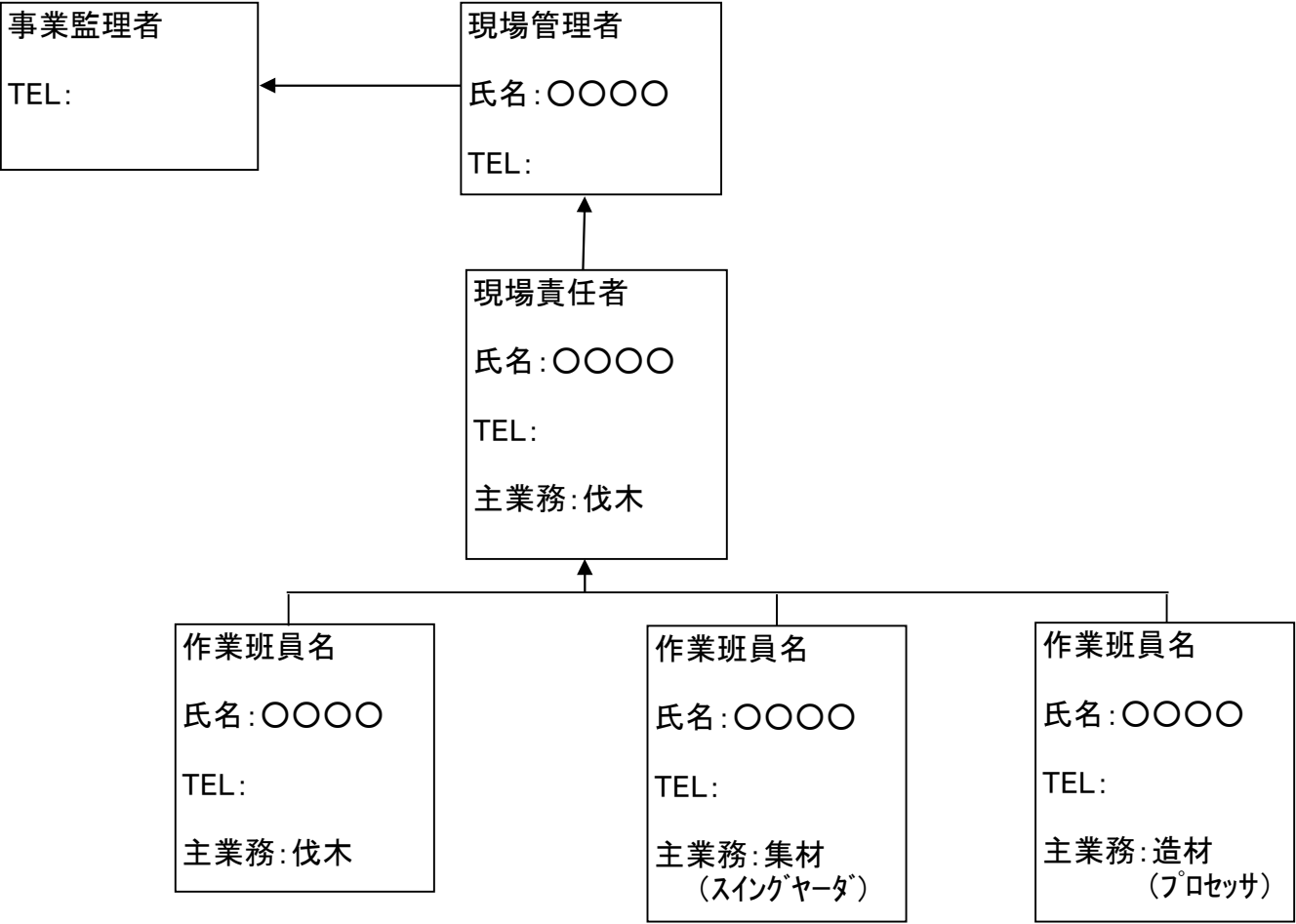
別紙のとおり

4 携帯電話通信可能地

現場から最も近い通信可能地を図示すること。
ただし、受託者事務所等と現場責任者が常に防災無線を使用できる場合は不要。

緊急連絡網

(記載例)



(仕様書様式2)

令和 年 月 日

徳島県〇〇局長 殿

受注者 名称
現場管理者名

徳島県県道等倒木対策事業現場状況報告書

次のとおり、現場状況を報告します。

現場訪問日時	令和 年 月 日
事業進捗状況	
現場責任者からの 指摘・相談事項	
現場責任者への 指導事項	

(仕様書様式3)

令和 年 月 日

										庁舎名							
□ 工事 ・ □ 業務														事 故 報 告 (第 報)			
工 事 名 (業 務 名)										請 負 者 (受注者)							
路 線 名 等										請負金額 落札率							
工事等箇所										工 事 (業 務) 概 要							
工 期 (履行期間)		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで															
連絡者 (請負者窓口)				(氏名)				(連絡先)				(職種)					
発 生 日 時		令和 年 月 日 () 時 分								天 候							
発 生 場 所		□ 現場内 ・ □ その他 ()															
事 故 分 類		人身事故		□ 労働災害 ・ □ 公衆災害 ・ □ もらい事故													
		物損事故		□ 公衆災害 ・ □ その他事故													
事故の内容	人身事故	氏 名	年 齢	性 別	被 害 の 程 度				備 考 (業者名等)	考 分 類	(職 種)						
	物 損 事 故 等																
発生状況				ライフライン等への影響				□ 有 ・ □ 無									
発 生 原 因																	
警察署・労働基準監督署 等 へ の 対 応 状 況																	
備 考																	
※ 位置図，平面図，横断図，現場写真，施工体系図，その他資料を適宜添付。																	
発注機関 担当者 (発注者記入)		担当 (課・係)						連絡先									
		総括監督員						主任監督員									
		現場監督員															
主管課名 (発注者記入)				担当					連絡先								

(仕様書様式4)

令和 年 月 日

徳島県〇〇局長 殿

受注者 住所
氏名

事 故 報 告 書

県道等倒木対策事業仕様書1(2)イの規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 事故発生日 令和 年 月 日()
- 2 事業名
- 3 路線名等
- 4 業務箇所
- 5 委託金額
- 6 事業期間 令和 年 月 日()～令和 年 月 日()
- 7 事故発生場所 ☐ 現場内・☐ その他()
- 8 事故分類 人身事故 (☐ 労働災害・☐ 公衆災害・☐ もらい事故)
物損事故 (☐ 公衆災害・☐ その他事故)
- 9 事故内容
- 10 負傷等の状況 被害の程度(全治 日)
被害総額 (〇〇万円)
- 11 発生状況
- 12 発生原因
- 13 安全訓練実施状況
- 14 法令違反等の事実
- 15 労働基準監督署の見解 〇月〇日現地確認
- 16 警察署の見解 〇月〇日報告
- 17 再発防止策
- 18 添付資料

(仕様書様式-5)

[illegible]

R 4 三林 県道ライフライン確保事業 伐採木内訳表

胸高直径 cm	スギ		ヒノキ		マツ		広葉樹		竹	
	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積
8 ～ 9	13	0.39	1	0.03	0	0	31	0.62	50	1
10 ～ 11	17	0.68	2	0.08	0	0	28	0.56	108	2.16
12 ～ 13	10	0.6	1	0.06	0	0	19	0.76	81	3.24
14 ～ 15	15	1.35	1	0.09	0	0	18	1.08	5	0.3
16 ～ 17	11	1.43	2	0.26	0	0	5	0.4	2	0.16
18 ～ 19	7	1.19	5	0.85	0	0	9	0.9	0	0
20 ～ 21	15	3.3	3	0.66	0	0	9	1.62	0	0
22 ～ 23	8	2.32	1	0.29	0	0	6	1.26	0	0
24 ～ 25	10	3.8	4	1.52	0	0	5	1.2	0	0
26 ～ 27	15	7.35	5	2.45	0	0	1	0.29	0	0
28 ～ 29	9	5.49	6	3.66	0	0	2	0.66	0	0
30 ～ 31	5	3.45	1	0.69	0	0	0	0	0	0
32 ～ 33	7	5.67	1	0.81	0	0	3	1.59	0	0
34 ～ 35	6	5.4	0	0	0	0	1	0.59	0	0
36 ～ 37	12	12.96	1	1.08	0	0	1	0.66	0	0
38 ～ 39	9	10.8	3	3.6	0	0	1	0.75	0	0
40 ～ 41	8	10.88	0	0	0	0	0	0	0	0
42 ～ 43	5	7.4	1	1.48	0	0	1	1.1	0	0
44 ～ 45	3	4.86	0	0	0	0	1	1.19	0	0
46 ～ 47	4	7.04	0	0	0	0	0	0	0	0
48 ～ 49	1	1.9	0	0	0	0	0	0	0	0
50 ～ 51	2	4.1	0	0	0	0	0	0	0	0
52 ～ 53	3	6.63	0	0	0	0	0	0	0	0
54 ～ 55	3	7.11	0	0	0	0	0	0	0	0
56 ～ 57	4	10.16	0	0	0	0	0	0	0	0
58 ～ 59	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60 ～ 61	1	3.03	0	0	0	0	0	0	0	0
62 ～ 63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
64 ～ 65	1	3.57	0	0	0	0	0	0	0	0
66 ～ 67	2	7.86	0	0	0	0	0	0	0	0
68 ～ 69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	206	140.72	38	17.61	0	0	141	15.23	246	6.86

	本数	材積
スギ	206	140.72
ヒノキ	38	17.61
マツ	0	0
広葉樹	141	15.23
竹	246	6.86
合計	631	180.42